

前橋市が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和8年厚生労働省告示第52号)に基づき、前橋市(以下「市」という。)が適切かつ有効な措置等の実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者等 市の実施する職員採用試験を受験する者、職員採用に資する活動に参加する者及びインターンシップその他実習に参加する者
- (2) 求職活動等 求職者等が市の実施する職員採用試験を受験することや、職員採用に資する活動及びインターンシップその他実習に参加する活動
- (3) 職員 前橋市に勤務する全ての職員(前橋市立前橋高等学校の教員を除く。)
- (4) 性的な言動 性的な冗談を交わすこと、性的なからかいの対象にすること、食事・デートに執拗に誘うこと、意図的に性的なうわさを流布すること、個人的な性的体験等を話したり聞いたりすること、ヌードポスター・わいせつ図画の配布・掲示、性的関係の強要、身体への不必要な接触、自宅等への執拗な電話、尾行等
- (5) 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント 求職活動等において職員によって行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じること。

(市の責務)

第3条 市は、求職者等の健康状態の悪化、求職活動等の停止、前橋市の社会的信用喪失その他の求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に対する職員の関心と理解を深めるとともに、職員が求職者等に対する言

動に必要な注意を払うよう、周知・啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、市が講ずる第3条の措置に協力しなければならない。

（相談体制の整備）

第5条 市は、求職者等からの求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談（苦情を含む。以下同じ。）に対応する窓口を総務部職員課人事係に設置し、同係に所属する職員を相談に対応する担当者（以下「相談員」という。）とする。

2 相談員は、当該求職者の採用事務を所管する係と連携し、事実確認ヒアリングシートシート（様式第1号）を活用しながら、相談を行った求職者等（以下「相談者」という。）及び求職活動等における性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認するものとする。

3 相談員は、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があるときは、必要に応じて、第三者からも事実関係を確認することができる。

4 相談員は、事実関係の確認に際し、相談者、行為者及び第三者のプライバシーを保護するために必要な措置を行わなければならない。

（不利益な取扱いの禁止）

第6条 市は、職員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（市が行うべき措置）

第7条 市は、第5条第2項及び第3項により求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントが生じた事実が確認された場合においては、次の措置を行うものとする。

(1) 速やかに相談者と行為者を引き離すことその他相談者に対する配慮のための措置

(2) 行為者の懲戒処分に関し、前橋市職員の行政処分審査委員会規則（昭和4

6年前橋市規則第13号)に規定する前橋市職員の行政処分審査委員会に諮
る措置

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

事実確認ヒアリングシート

ヒアリング実施日

年 月 日

ヒアリング実施者

項 目	記 入 欄		備 考
相談者情報	氏名 連絡先		
	性別 ☐ 男 ☐ 女	学校名等	
求職活動 (種類)	☐ 職員採用試験 ☐ 説明会 ☐ インターンシップ ☐ 会計年度任用職員選考 ☐ その他		OB・OG訪問 等
発生日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
実施形式	☐ ① 対面 (場所 :)		(例)本庁舎 ●●会議室
	☐ ② オンライン (ツール :)		(例)Zoom、 Microsoft Teams
発生場所	☐ 面接室 ☐ その他()		(例)エレベーター内 個人の携帯電話
行為者	氏名		※氏名が分からなければ 特徴を聞く
	性別 ☐ 男 ☐ 女	特徴	
同席者の名前	氏名	氏名	
セクハラ行為 の 具体的な内容	発言内容・身体的接触の有無		
客観的な証拠 の有無	☐ 有 ☐ 無	☐ 面接の録音・録画データ ☐ メールやメッセージ	
		☐ 第三者の証言(氏名) ☐ その他	
聞き取り 内容			
今後の 希望と要望	採用選考に関する希望		市役所側に求める対応
	☐ 選考を継続する		☐ 行為者への事実確認や厳重注意
	☐ 辞退		☐ 行為者からの謝罪

※相談内容や個人情報の取り扱いには十分注意をすること。

事実確認ヒアリングシート

ヒアリング実施日 年 月 日

ヒアリング実施者

項 目	記 入 欄		備 考
対象職員	氏名 性別 ☐ 男 ☐ 女		
	課名 ☐ 職位		
求職活動 (種類)	☐ 職員採用試験 ☐ 説明会 ☐ インターンシップ ☐ 会計年度任用職員選考 ☐ その他		OB・OG訪問 等
上記実施日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
実施形式	☐ ① 対面 (場所 :)		(例)本庁舎 9 A会議室
	☐ ② オンライン (ツール :)		(例)Zoom、 Microsoft Teams
当日の役割	☐ 面接官 ☐ その他		
当該求職者 との接点	☐ 面接室 ☐ 会場の控室等 ☐ その他()		
相談者からの 聞き取り内容	相談者からの具体的な内容について		
不適切な言動 にあたるとい う自覚の有無	☐ 認める ☐ 認めない		
同席者の有無	氏名	氏名	
当日の状況	面接時の座席配置・物理的距離（対面、隣り合わせなど）		
申出内容に 対する見解 (相談担当課 記入欄)			

※相談内容や個人情報の取り扱いには十分注意をすること。